

---

# 電子請求のご案内

---

2020/11/26作成  
健康福祉局保険年金課

# 目次

---

- 1. 電子請求とは P2～
- 2. 結果通知表(電子)の見本 P5～
- 3. 電子請求導入の概要 P9～
- 4. よくある質問 P11～

# 電子請求とは

- ◆ 特定健診の結果を電子データとして作成し、提出する方法です。
- ◆ データ提出方法は、以下2つのいずれかです。

## オンライン 請求

- 端末上でいつでも請求データを送信可能
- 回線と電子証明書が必要  
→ レセプトをオンライン請求している場合、その回線・電子証明書を使用できます。  
初めてオンライン請求する場合の手続きは、「よくある質問」をご覧ください。

## 電子媒体 請求

- 請求データをCD-R等に入れ、実施月の翌月5日までに提出
- 回線と電子証明書は不要

# 電子請求とは

## ◆ 電子請求と紙請求の比較

	紙請求	電子請求
健診単価	契約金額(健診実施方法により異なる)	約400円UP
支払までの期間	3か月程度	2か月程度
受診者情報	毎年記入が必要	2年目以降:入力不要
特定保健指導・メタボリック シンドローム判定	基準を見ながら担当者が判定	自動判定
受診者に渡す健診結果	手書きの用紙	印字された用紙 (過去3年分の出力が可能)

# 導入した医療機関の声

電子請求を導入した医療機関（6箇所）に伺いました。

**Q. おおよその作業時間は？**

**1 時間30分～ 3 時間程度**

**Q. 電子請求に変更したメリット・デメリットは？**

- 健診結果が綺麗にプリントアウトできる。
- 時間に余裕がある時に少しずつ入力処理ができる。
- いつでも請求できる。（オンライン請求の場合）
- × 慣れるまで少し時間がかかる。

# 導入に必要なもの

---

## ◆ 準備するもの

- ・ 導入動画またはマニュアル（横浜市HPに掲載）
- ・ 医療機関番号のわかるもの
- ・ 健診単価のわかるもの

## ◆ 必要な環境

- ・ 端末
- ・ ネット環境
- ・ メールアドレス

# 導入の流れ(詳細は動画等参照)

---

Step1 特定健診ソフト(無料)のインストール



Step2 特定健診ソフトの初期設定



届出～CD受領まで  
最大1か月程度

Step3 支払基金へ届出・セットアップCDのインストール

# 初期設定完了後の手続き(オンライン請求の場合)

1

変更届(※)を、支払基金へ提出

2

支払基金から送付されるセットアップCDから、  
データ送信用ソフトをインストール

3

横浜市役所保険年金課(045-671-4067)に電話

最大1か月

※変更届の所在 : 支払基金ウェブサイト(トップページ > 様式集 > 特定健診・特定保健指導機関の方)

変更届提出先 : 〒231-8534 横浜市中区山下町34  
社会保険診療報酬支払基金 神奈川支部

# 初期設定完了後の手続き(電子媒体請求の場合)

1

支払基金神奈川支部(045-661-1021)へ電話(※)

2

支払基金から送付されるセットアップCDから、  
暗号化ソフトをインストール

3

横浜市役所保険年金課(045-671-4067)に電話

最大1か月

※ 設定を全て終えていることを伝えます。回答例は以下のとおりです。

XML形式で請求できるか？

→請求できます。

国保連や医師会に確認済か？

→確認しました。(横浜市が行っています)

# よくある質問①

Q1. 電子請求にすると、紙の診査票による請求は不要ですか？

不要です。

※ 横浜市に請求方法変更の連絡をした後でも、紙による請求は可能です。

Q2. 無料ソフトは、電子カルテと連携できますか？

連携できません。

なお、有料ソフトと電子カルテとの連携については、各メーカーにお問い合わせください。

Q3. 無料ソフトは、社保にも対応していますか？

あくまで特定健診の請求ソフトですので、社保の対応については、それぞれの組合等にご確認ください。

Q4. 無料ソフトは、複数のパソコンから使用できますか？

使用できません。(共有サーバー等不可)

なお、パソコンを買い替えた場合などは、旧パソコンで作成されたデータを移行することはできます。

## よくある質問②

Q5. 動作環境は、どのようなものを推奨していますか？

Windows 8.1・Windows 10です。(MAC不可)

※ **レセコンにインストールする場合は**、セキュリティ上問題ないか、レセコンの技術担当者様へ確認することを推奨します。

※ **インターネットに接続しない端末に導入する場合は**、以下の手順を追加します。

- ① 別端末にてソフトのインストーラーをダウンロードし、記憶媒体(USB等)に保存
- ② 保存したインストーラーを導入したい端末で使用し、ソフトをインストール

Q6. 後期高齢者の健康診査や、被用者保険の健診も  
まとめて電子化しなければならないのですか？

変更届の対象は、原則、特定健診と被用者保険の健診の両方のため、まとめて電子化する必要があります。

(参考) 後期高齢者の健康診査：今のところ、電子請求はできません。

被用者保険の健診：電子請求に変更する場合は、医師会への届出が必要です。

## よくある質問③

Q. 初めてオンライン請求を行う場合の手続きは？  
(レセプトをオンライン請求していない場合)

**回線・電子証明書**が必要です。詳細は、支払基金HPやリーフレット  
(右記QR/「レセプトのオンライン請求を行うには」で検索)等をご確認ください。

**【費用(維持費)】**

ネットワーク利用料 約1,800円～6,000円(毎月)

電子証明書更新料 4,000円(3年ごと)

**【届出】**

電子証明書発行依頼書(支払基金神奈川支部宛)

※ 詳しい手順については、支払基金にお問合せください。



支払基金  
リーフレット